

令和5年 第7回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和5年6月29日(木)

令和5年 第7回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和5年6月29日(木) 15時00分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 榎光子 園田貞哉 廣崎真美
- 4 参与職員 日高智子 園田恵津子 久保田恭史 山内寿朗 久松健一
(調製職員) 池北諭子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:00

中屋敷教育長 ただいまより、令和5年6月22日付、小林市教育委員会告示第9号で招集されました令和5年第7回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、報告第17号 令和5年第4回市議会定例会(6月議会)について説明をお願いします。

日高教育部長 それでは報告第17号 令和5年第4回市議会定例会(6月議会)についてご報告させていただきます。

資料の2ページに市議会定例会の会期、審議日割表をつけております。

6月12日に開会いたしまして、16日から20日までが一般質問でございました。23日に議案質疑、27日に委員会が開催されたところです。最終日は7月4日となっております。

3ページから13ページに各議員の一般質問通告書をつけております。14ページから17ページに議案質疑の通告書、18ページに総務文教委員会及び分科会審査日割表をつけております。

本日は一般質問についての報告させていただき、議案質疑と総務文教委員会についての報告は来月の定例教育委員会で報告させていただきます。

それでは、各議員からの一般質問について報告させていただきます。資料19ページをお開きください。一般質問につきましては、11名の議員から質問がございましたが、教育長に対する質問は10名でございました。内容に

つきましては答弁資料を事前にお配りさせていただいておりましたので、主なものについてのみ説明させていただきます。

まず19ページ、橋本律子議員の一般質問でございます。19ページから20ページ、2教育現場の状況について、(1)市内の小・中学校における教職員の労働時間の実態についてということで、教職員の働き方改革で、長時間労働の改善を図られているけども、現場の実態として、数字にあらわれない隠れ残業が多すぎると思う。市内の小・中学校の先生方が毎日働いている労働時間についての質問でした。

これに対しまして教育長から、令和4年度における教職員の時間外勤務時間の平均が約33時間で、最も多い学校の平均時間は約49時間となっていると答弁をしております。

また議員より、学校は何時に開いて何時に閉まっているのかという質問がありました。

教育長から、4月、5月では、早い時は6時前に出勤、遅い時には23時過ぎに退庁というケースを確認しています。朝早く出勤する理由としましては、夕方子供の迎えがあるために、定時に退庁し、翌日早めに出勤して、教材研究などの準備をするケース、逆に遅くまで残る理由としましては、PTAの会議や部活動が終了して一旦自宅に帰り、子供の育児を済ませてから、学校に戻り翌日の授業の準備をするというケースがあるという報告を受けていると答弁をしております。

続いて21ページです。

(2)教職員不足の現状と原因についてということで、小林市内において、過去に学校に先生がいない状況が生じたケースがあるかという質問がありました。

教育長から、令和4年度の不足はありませんでしたが、本年度5月末現在は1名不足していると答弁をしております。

また、教職という仕事がここまで魅力を失ってしまった原因はどこにあるかという質問に対しまして、まず、子供たちを取り巻く環境が多様化しており、職業の選択肢が増えていること、また、教職員の採用時期で、採用試験の実施時期が民間の企業に比べて遅いということ、さらに、教職員は

多忙であるというイメージが世間一般に広がっているということ、これで希望をしたくないということがあるのではないかと答弁をしております。次に24ページから26ページ、(4) 教職員の増員についてということで、先生が足りないというのは突き詰めて言えば、現在働いていた先生が辞めたり休んだりしたときに、その穴を埋める講師の先生が足りないのではないかと。また、現場の先生が求めているのは、子供と向き合える時間のゆとりが欲しい、教材研究をしっかりとやって授業に臨みたい、その時間が欲しいとか、業務量が多すぎて時間が足りないのだから、教職員をもっと増やして、最低1日平均の空きコマを増やすことが働き方改革にも、子供のためになると思う。

そして、教育条件が原因で、学校現場が混乱することがないように、教職員の定数改善や、義務教育費の国庫負担率を3分の1から2分の1に戻すよう国に働きかけることを、小林市が先頭に立って欲しいという提案がありました。

これに対し教育長から、全国市町村教育委員会連合会等で、義務教育費、全額国庫負担の実現ということで要望を続けています。

また基礎定数の改善ということで、定数を増やすことについて、継続して要望していると答弁をしております。

続いて27ページから前田隆博議員の一般質問でございます。

2 教育行政について、(1) 校区外の中学校における部活動参加について、外部指導者の現在の状況についての質問がありました。

このことについて私から、現行の制度では、顧問の代わりに技術指導や生徒指導に係る対応を行い、大会や練習試合でも引率が可能な部活動指導員と、顧問同席のもと技術指導のみを行う外部指導者という種類があると答弁をしております。

また、合同チームの現状について質問がありまして、教育長から、細野中と三松中の女子バレーボール部、東方中とえびの市立上江中の女子バレーボール部が合同チームを編成して、中学校総合体育大会に出場したこと、それから、今年度と昨年度の秋の大会でのチームの状況を比較すると、昨年度は三松中と小林中のサッカー部、西小林中と高原中の野球部が合同チ

ームを編成していましたが、今年度はそれぞれ各学校で部員数が増えたことで、単独チームで出場したこと、また部員数によって合同チーム編成が変わる可能性があるということを答弁しております。

また議員より、部活のために引っ越しして、そこの部活に入りたいという方がいるのも事実であり、拠点校方式の早期導入を考えていただきたい。また、こうすることで問題がなくなるのではないか。生徒の少ない学校を転校せずに部活だけそちらに行けるような形をとってもらおうと、親も楽し、子供も精神的な面でも助かるという要望をされました。

続いて30ページ、3公共施設の利活用について、(2) 小林総合運動公園野球場の使用について、芝を養生させる理由についての質問がございました。これに対しまして私から、芝刈りや施肥工、除草剤散布、病虫害駆除のための作業が必要であるため、月曜から金曜の5日間は利用については原則制限をしている状況ですと答弁しております。

芝以外の内野やマウンドなどは使えないのかという質問に対しまして、芝の管理業者と協議して検討させていただきたいと答弁しております。

続きまして31ページから、竹内龍一郎議員の一般質問でございます。

4教育行政について、(1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催に向けた取組の進捗状況及びスケジュールについての質問がありました。

これについて、教育長から、令和4年度は令和5年1月に小林市準備委員会設立発起人会、本年度は7月に準備委員会の立ち上げ、令和6年度は専門部会の設置、令和7年度はリハーサル大会に向けた準備と運営ガイドラインの策定、令和8年度におきましては、本大会の実施本部の設置とリハーサル大会を実施し、令和9年度に国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を迎える計画ですと答弁をしております。

また議員より、スポーツ振興課の業務と並行していくと思うが、施設の使用やスポーツ行事等への支障はないかという質問に対しまして、私から、業務を並行して実施し、市民に影響がないよう、体制については、関係機関と協議を進めていきたいと答弁をしております。

続いて33ページ、(2) 平和教育の現状について、平和教育の具体的な取り

組みについて質問がありました。

教育長から、各学校では社会科の歴史の学習を中心に、平和学習に取り組んでおり、コロナ禍で、3年間訪問できていない状況ではありますが、修学旅行で小学校は知覧特攻平和会館、中学校は長崎市、広島市の原爆資料館などを訪問していること、それから夏休みの登校日に戦争体験者の講話などの学習会をしていること、また、学校図書館において、平和コーナーを設け、児童生徒に図書を紹介をして意識を高めていると答弁をしております。

続きまして35ページから、大迫みどり議員の一般質問でございます。

35ページから39ページ、2教育の支援について、(1)教育費に係る保護者負担について(2)就学援助の状況について質問がありました。

教育にかかる保護者負担については、子供の教育を受ける権利を保障するには、余りにも高過ぎる保護者負担額になっているが、教育長の見解について尋ねられました。

これにつきまして教育長から、教育費に係る保護者負担は、小・中学校ともに、特に入学時の負担が大きく、対応に苦慮しているという声も聞いており、物価高騰やコロナ禍の影響により負担感がさらに大きくなっているため、国が重要課題としている子育て支援策が充実して欲しいと考えている。

また教育委員会としては、経済的な事情により、児童生徒の学習の機会が損なわれることがないように、必要な時に就学援助を受けられるなど、教育環境を整備して参りたいと答弁をしております。

また、給食費について、学校給食が義務教育の一環であるという認識だけでも、教育長に確認をしたいということで、教育長からは、義務教育における無償の考え方は、授業料を徴収しないということと、教科書を無償措置法により無償で配布するというのと認識をしているので、給食費を義務教育での無償化ということでは考えていないと答弁をしております。また、格差があったらそれをフォローするのは就学援助ということで整理をしていますと答弁をしております。

次に40ページです。(3)給食費の無償化について、学校給食費の納入方法、

滞納状況、給食費徴収に係る教職員の負担について質問がありました。

これにつきまして私から、給食費の納入方法については、口座振替、指定口座への振込、子どもまたは保護者が学校へ持参、児童手当からの差し引き徴収などの方法があり、学校と保護者が相談の上、選択する方法をとっているため、現在、滞納はないということ、また、給食費徴収に係る教職員の負担は、督促状の通知、電話連絡、再振替の案内などが負担になっていると思うが、このような対応をいただいているので、現在、給食費の未納はない状況ですと答弁をしております。

さらに給食費の無償化について、市長に尋ねられました。

市長からは、無償化の考えはありません。てなんど小林学校給食応援事業を平成28年度から本年度まで8年間実施しており、また物価高騰による食材の高騰分についても、未来まち創生基金を活用して、給食費の値上げをせずに対応をしています。

財源の問題もあるので、ふるさと納税をしっかりと確保し、半額補助を継続していくことで、子育て支援に寄与していきたいと考えていると答弁をされました。

続きまして41ページから押領司剛議員の一般質問でございます。

1 南海トラフ地震への備えについて、(1) 避難所の確保について、小・中学校では避難訓練をどのような想定で行っているかという質問がありました。

これに対し教育長から、各学校では年に3回から5回の計画で避難訓練を実施しており、その中で地震を想定した身の守り方、避難の仕方、避難所を確認して、非常時に備えて意識を高めていると答弁をしております。

次に42ページ、3 コロナ禍後の子どもの現状について、(1) ひきこもりについてということで、学校においては不登校についてということでのコロナ禍後の状況について増えていないかということで質問がありました。

これに対し私から、令和5年5月の時点で、小学生が14名、中学生が28名の合計42名となっており、昨年度の5月の状況と比較すると、4名ほど増えている状況ですと答弁をしております。

またスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーから相談が上

ってきたことがあるかという質問に対しまして、スクールソーシャルワーカーは2名体制で対応をしており、昨年度の実績として、小・中学校合わせて16件の派遣要請があり、家庭と児童生徒を支援している状況であります。

また、スクールカウンセラーは3名の体制で対応しており、昨年度1年間の実績として、合計で230件の相談があり、その中で不登校対応の相談は63件で、不登校傾向の児童生徒が悩みを相談し、アドバイスをもらうことで気持ちを整理したり、将来的な見通しを持つことができたりするなどの効果が見えているところだと答弁をしております。

続きまして45ページから、金松勲議員の一般質問でございます。

2 公共施設の安全性について、(1) 須木地区体育館について、雨漏りや屋根が錆びているといった状況があるが、状況の把握と今後の整備のあり方について質問がありました。

これにつきましては、市長から雨漏りや壁の剥がれを確認しております。須木地区体育館は第二次避難所となっているけれども、これまで開設されたことはないが、雨漏りが確認されているので、台風等の大雨のときにひどいのか、通常の雨でも漏るのかなどの分析をさせたいと思いますと答弁をしております。

また46ページの(2)(3) 須木小・中学校について、教室内の雨漏り、支柱の亀裂、腐敗、渡り廊下のヒビなど、児童生徒の安全が心配されるが、補強工事、改修工事の計画はあるのかという質問がありました。

これに対し私から、須木小学校については、令和4年度に要望があった校舎の雨漏りの修繕を行っており、須木中学校についても、令和4年度に体育館の雨漏りの修繕を行っておりますが、雨漏りの原因が複数にあることから、今後はその状況を見ながら対応して参ります。

また今後の施設の修繕については、他の市内の学校施設の老朽化も進んでいることから、他の学校の状況も見ながら市内全体で緊急性の高いものから優先的に対応して参りたいと答弁をしております。

続きまして48ページから、原勝信議員の一般質問でございます。

1 市長の政治姿勢について、(1) 人口減少対策について、長期的に見て、

人口減少の傾向は継続することが予測されるため、0歳から100歳までの小林教育の充実について、教育長の見解を尋ねられました。

これに対し、教育長からは、すべての年代の市民一人一人が、学びと健康を大切にしながら、生き生きと輝き続けることができる小林市の教育を実現するために、重点施策を設定し、各種事業を着実に実施する計画として、0歳から100歳までの小林教育プランを策定しております。

今後も就学前の子どもから、高齢者を含めた生涯学習社会に対応した学びの継続性と豊かさの実現を図るための教育施策を推進しながら、市民一人一人が健康で文化的な生きがいのある人生を送ることができるように、小林教育の充実をさらに図って参りたいと考えていると答弁をしております。

また49ページ、(4) 学校の統廃合について、児童生徒の減少が、学校の統廃合に影響があるか、現在どのように考えているかの質問がありました。

これに対し、教育長からは、教育面のメリットとしては、習熟の程度に応じた個別指導がしやすくなる。児童生徒について教職員間での情報交換が容易になるので、共通理解を図った指導がしやすくなる。学校と保護者との密接な連携を図った指導ができるといったメリットがあるが、一方、デメリットとして、学習集団、生活集団が小さくなると、学級替えができなくなるので、人間関係が固定化されて、社会性が育てにくくなる。また、一定数の集団を要する音楽の合唱や体育の授業での集団技能の学習などに支障が出る。良い意味での競争意識が育ちにくくなるといった影響が出る。さらに中学校では、生徒の希望する部活動の設置が難しくなることと、専門的な授業が受けにくいという状況が生まれるなどの影響が出てくると答弁をしております。

さらに教育施設の老朽化の対応について、議員よりどのように考えているかという質問がございました。

これにつきましては学校教育課長から、小林学校施設長寿命化計画にあるとおり、今後も比較的児童生徒が維持される学校については、現状の規模や機能を維持しつつ、老朽化に伴う改築や長寿命化、複合化を検討し、児童生徒数の著しい減少が見込まれる学校については、改築等が必要になった場合は、学校施設の統廃合や複合化、長寿命化を含めた学校のあり方を

検討していく必要があると答弁をしております。

続いて51ページから、小川真議員の一般質問でございます。

51ページから52ページ、2小・中学校における喫煙場所について、3小・中学校の登下校について、登壇からの質問でございました。

健康増進法改正に伴う小・中学校校内での受動喫煙対策と、小・中学校の登下校について、学校と地域と行政の連携の状況について、質問がありました。

これに対し、教育長から、まず受動喫煙の対策については、経緯を説明した後、市民からの要望を受け、教育委員会と小林市PTA協議会との協議を重ねた結果、受動喫煙防止のみならず、教育の場という学校の特性を踏まえ、平成27年度を移行期間として、平成28年4月1日から市内全小・中学校において、敷地内禁煙を実施している。

小林市の現状としては、平成30年に健康増進法の一部を改正する法律が發布され、学校等の施設が原則、敷地内禁煙となったが、それ以前から敷地内禁煙を実施しているところだと答弁をしております。

また小・中学校の登下校における、学校と地域と行政の連携の状況につきましては、学校においては校門等での見守り、交通安全教室による安全指導を行い、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけ、危機回避能力育成を図っていること、それから地域においては、区長、民生委員、児童委員、まちづくり協議会委員などによる、見守り隊での登校時の見守り活動に取り組んでいること、行政においては、通学路点検プログラムにより、危険箇所の点検を行い、安心安全な通学路の環境整備に努めていると答弁をしております。

また57ページですが、1協働のまちづくりの取組について、(3)学校と地域の連携及び支援の在り方について尋ねられました。

これに対し、教育長から、学校を取り巻く社会情勢の複雑化、多様化が進んでおり、教育環境の充実を図る必要がある。

具体的な学校と地域との連携や支援については、PTA代表や地域の方々で構成する学校運営協議会、地域学校協働本部というのがあり、学校と学校運営にかかる協議を重ねながら、行事など連携、支援しているものと考

えている。

また教育委員会で設置している小林市スクールサポートボランティアセンターと、小林市キャリア教育支援センターで、専門的な知識や技能を持った地域の人材を把握しているので、外部講師として学校に紹介する取り組みも行っていると答弁をしております。

続いて61ページ、2小・中学校における喫煙場所について、学校敷地内禁煙のため、学校行事のイベント等で、学校の正門や道路で喫煙者のたまり場ができているが、学校内外喫煙所の場所の設置は市なのか、学校長の裁量なのかということを探ねられました。

これに対しまして教育長から、受動喫煙対策については、施設管理者である学校長となるが、教育委員会が主体性を持って市内の全小・中学校において、敷地内禁煙の方針を出している。

学校内の施設の設置については、教育委員会での裁量となるので、特定屋外喫煙場所の設置については、施設利用者が児童生徒であるため、受動喫煙による身体へ及ぼす影響、子どもを中心にという教育的配慮から、これからは設置することは考えておりませんと答弁をしております。

次に64ページから65ページですが、3小・中学校の登下校について、(3)児童生徒が交通事故に遭った場合の学校の対応について探ねられました。

これに対して私から、学校が交通事故の連絡を受けて、警察署への通報や救急車の要請を確認し、現場へ向かい情報収集や負傷の状況、搬送先の医療機関など、情報の収集を行い、保護者に連絡し、状況を伝えるということなどを一連の流れとして説明をしました。

なお、登下校中の交通事故については、自動車保険での対応となることから、保険の手続きは、被害者と加害者間で行っていると答弁をしております。

議員からは、児童の登下校の危機管理や交通事故の対応にしても、保護者側として学校に寄り添ってもらいたいという、先生たちの寄り添いが必要であるので、地域と連携するスクールサポーターのような存在が必要である。法律的な公平性、フェアな立場を説明したり、学校と地域、或いは保護者とのかけ橋になる存在があれば、活用しない手はないと思う。

もっと地域の経験者などと密に連携し、様々な知識を得ることによって、子供たちを守る意識と不幸な交通事故を防ぐことに繋がるので、ご検証とご検討をお願いしたいということで提案をされました。

続いて66ページから、野田利典議員の一般質問でございます。

1 災害時の停電対応について、(5) 学校の対応について、停電が続くと授業に支障をきたす場合がある。そういった場合に、発電機、非常用電源など準備する予定はないかと質問がありました。

これに対しまして私から、停電が長期化して学校での授業に支障がある場合、必要な照度が確保できるかなどを調査した上で、設置については検討して参りたいと答弁しております。

また67ページ、給食センターの停電時の給食対応について質問がありました。

これにつきましては、昨年の台風14号は、猛烈に強い台風が予測されたことから、野尻地区における学校給食の対応について事前の協議をしております。野尻学校給食センターはオール電化であるため、給食を作ることが困難であることから、他の給食センターの協力や、弁当持参または非常食の対応を検討したところです。

その結果、停電が続いたことから、保護者の負担をできる限り減らすことで、弁当持参ではなく、非常食である救給カレーや、県学校給食会からの協力によるコッペパンやデザート類の提供で対応をしましたと答弁しました。

最後に68ページ、高野良文議員の一般質問でございます。

3 教育行政について、(1) 小・中学校におけるインフルエンザの状況と対策について質問がありました。

これについて私から、4月1日から6月13日の間、インフルエンザに罹患したと報告があった児童生徒は、小学生が194名、中学生が52名、合計246名です。対応については、インフルエンザで学級閉鎖と学年閉鎖を行ったところが、3日間でした。

それから新型コロナウイルスの感染対策で得た知見を生かして、手洗いうがいの徹底、教室の換気など予防に取り組んでいますと答弁しております。

また、議員より、マスクの着用についての現状を尋ねられましたので、学校教育活動におきましては、マスクの着用は求めていないこと、また、概ね半数の児童生徒がマスクを着用している状況があると答弁しました。

以上が10名の一般質問の報告となります。

中屋敷教育長 ありがとうございました。11名中10名が教育問題に質問するというので、かなり教育については関心が高いと感じました。

園田委員 27ページ、前田隆博議員の教育行政の質問のところ、教育長が今年度の合同部活動の状況を説明されていて、二つが合同チームを編成して大会に出場したということですが、バレーボールでは野尻中と紙屋中の男子が合同でチームを作って出場したという話を聞きました。あと、女子も多分今年度から、紙屋中の女子とどこかのチームが合同チームで参加しているはずですが。

あと、28ページに部活動の数が書いてありますが、紙屋中学校の運動部が1部となっていますが、確か陸上部もずっと前からありますし、バトミントン部も、もうできてだいぶ経ちます。先ほど言ったとおり、バレー部も男女できているはずですが、1部というので、その辺をお聞きしたいです。

中屋敷教育長 クラブチームと部活動の違いだと思います。

合同チームというのは、紙屋中にもバレー部がある、野尻中にもバレー部があった時に合同チームができます。ところが、おそらく紙屋中は、バレー部は存在しないと思います。ですから、クラブチームを組んで出場しているの、27ページには出てこないということです。それから、28ページの紙屋中学校のバトミントンと陸上の件ですが、私もそれは認識しています。これは、クラブチームとして活動しているので、ここでは1部となっていると思います。それで間違いありませんか。

山内スポーツ振興課長 今日、紙屋中学校の先生とその件でお話をしましたので、回答します。今、教育長が言われたように、クラブ活動として陸上をしています。ですから、バトミントンだけが部活動として活動しているということで確認をしました。

園田委員 わかりました。

中屋敷教育長 部活動を地域移行するというので、学校が今まで行っている部活動と、

地域のスポーツ少年団のようないろいろなところから集まってくるクラブチーム、これも中体連に参加できるようになってきましたので、区別をしないといけないということで、ここでは、今までの部活動でのカウントがなされ、合同部活動は部活動がないと駄目です。ないところは拠点校というものがありますが、それはまた、次の議題で整理したいと思います。よろしいですか。

園田委員

わかりました。

ありがたいと思います。今、このクラブチームでも参加できるということで、紙屋の子ども達は、小学校の頃からやってきて、以前は他の学校に転校して、すごく少なくなってきました。今はクラブチームでも好きなバレーができるわけですから、いいことだと思います。

槇委員

この部活についてですけど、以前は、学校単位だったのが地域になりまして、目的地までの手立て、車の送り迎えや事故、指導者の関係負担などいろいろ考慮した時に、もちろんメリットもあると思いますが、デメリットをもう少ししっかりと考えていかないと、もし事故であるとか、そういう事は絶対あり得ると思いますので、考慮していただきたいと思います。

中屋敷教育長

はい。ご意見として、メリットもデメリットもやはり踏まえたうえで、進めなければいけないということでよろしいですか。

槇委員

よろしくをお願いします。

大部菌教育長職務代理者

19ページの橋本議員の質問で、市内の小・中学校における教職員の労働時間の実態についてということで、20ページの下の方にありますが、私たちも学校の状態を見たりしますが、現場の先生からの意見を聞く機会がなかなかなくて、こういう先生方がたくさんいて、業務量が多忙で、昼休みも仕事していると。これには、私はすごくショックを受けました。教職員のなり手が無いというのも、先生の仕事が重労働だからではないかと、これが小林市の現状であって欲しくないなと思います。一部の先生は、もしかしたらこういう先生もいらっしゃるけど、多くの先生はそうではないと信じたいと思いました。

そして、学校訪問も毎年行っていますが、管理者の先生からの様子はよく分かりますが、現場の先生が何を考えて、何が大変なのか、その辺を話す

機会がないんですね。だから、このような話を聞くと、こんなに業務量が多くて、昼休みまで仕事しないといけない。残業までして。

そして、そうしないと回らない。これでは本当にいけないと思いますので、以前、小林市教育委員会でも現場の先生たちとの意見交換というものをしたことがあります。もし時間が取れましたら、現場の先生のそういう話を聞いてみたいと思いました。

救いといいますか、私の周りに教育者がいまして、退職された先生で講師をされていますが、1日3時間の勤務にもかかわらず、6時間いるんですとおっしゃったんですね。どうしてそんな6時間もいて、非常勤だったら帰っていいのにと言ったら、学校がすごく楽しくて、3時間で帰っていいのに、6時間学校にいるんですよ。

これを聞いたときに、やはり教職というのは、そういう楽しい部分があるんだなあと思って、ほんわりしていたところにこれがきたので、私は本当にショックを受けました。

だから、多くの先生方にやはり子ども達の、誰もできない教師という仕事を、他の生産をする仕事とはまた特別違いますので、そのような気持ちで教壇に立たれる先生が多くいて欲しいなと思ったところです。

中屋敷教育長 はい。おっしゃるとおりです。

45分は休憩時間だから休憩しないといけないですよ。

ただその時に、子どもが先生教えてと来て、休憩と言えるかどうかというものもあるし、その時に悩みを抱えてる子どもと話すこともあります。だから、小林の学校はすべて45分休憩をとっているかと言ったら、その状況にはないと思っています。

それを、教育委員会から45分、取るようにというのも、ちょっと難しい面がありますよね。教育相談で、「先生、困っている。」と言われてきたら、対応しなければいけない時もありますし、そこがやはり難しいところで、いつもジレンマですね。先生たちもそうだと思います。

だからその部分をじゃ早く帰れるかと言ったら、またその子供に接している間は教材研究ができないわけですから、また時間を見つけてしないといけないということですね。ですから、かなり難しい問題ではありますが、

やはり働き方改革をしなければいけないということが話題になったということは、かなり前進だと私は思っています。

楨委員

本当にそう思います。

やはり、児童生徒は今から成長期だと、携わっていると喜ばれることを喜びとできる空間でもあるし、時間でもあるから、時間45分とか何分とかで区切って欲しくないというのも確かにあります。

でもやはりこの時代働き方というので、きちんとしないといけないのだろうけど、難しいところだなというのをすごく感じております。

中屋敷教育長

いろいろお考えがあると思いますが、またこれは意見交換のテーマで話してもいい話題です。

廣崎委員

子どもの安全面のことですが、先日、県西地区の高校の生徒指導連絡協議会というものがあまして、そちらに参加しましたが、小林警察署の方がいらっしゃって、いろいろなお話をされまして、やはり信号機のない横断歩道の問題がちょっと心配だなと思っています。

子どもたちには、手を挙げて意思表示をちゃんとして渡るようにという指導を、やはり徹底したほうがいいな思いました。

先日、ちょうど小学生が帰っているところに出くわしましたが、横断歩道の前で、向こうの子どもと話してるんですね。お友達と。

そこに車の方は、渡ると思って停まっているから渋滞になっているんです。

それで、話が済んで行くから、渡らないなと思って車は進むんですけど、

やはりきちんと意思表示をするということを、子どもたちに徹底するのもですけれども、大人がやっていけないといけないなとつくづく思いました。

私たちが渡る時に手を挙げるのはちょっと恥ずかしいですが、大人もやってるよってことを子どもにも見せた方がいいんじゃないかなと思いました。

それともう一つ、避難訓練のことですが、地震とかあって、避難は多分グラウンドに出ることになるんでしょうか。もし、雨とか降ってきたときは、万が一体育館ということもあるのかなと思います。三松小学校の場合と他の老朽化した体育館もですけど、逆にその体育館の方が危ない場合もあるじゃないですか。

そういうマニュアル的なものは学校にちゃんと用意されてあるのかと、学校の環境によって、そこはもう臨機応変にできるような対応がされるように先生たちは分かってらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

中屋敷教育長 はい。各学校ですね、避難訓練の経路、それから手順、そういうものはすべてマニュアル化されています。それに沿って、訓練を行います。最近、やはり東北とか阪神とかいろいろあったりして、結局引き渡しというところになると、今度は保護者とか、地域と一緒にやらないと意味がないことはないんですけど、学校だけでは完結しないということで、今地域とどう組んでやるのかというところを、発展的にはしているところです。マニュアル等がありますが、校内での完結版が多いと思います。引き渡しまではちゃんとやりますが、今度は地域でどこにとか、どういうふうに動きがあるとかになると、ちょっとまだ課題があります。

東北の時も、体育館が避難所になって、先生たちがお世話をしないといけなくなったというじゃないですか。そういうのはもう全くないので、そういうところは今からの課題だと思います。

園田委員 42ページ、押領司議員の質問で、コロナ禍後の子どもの現状について、ひきこもりについてということで、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーについて質問されていますが、このスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーについて、ちょっと私は違いがよく分からなかったものですから、調べていたら、ある程度理解できました。

本当にすごく大事な仕事だなということを感じました。

それで、最初の不登校の問題がありましたけど、1人不登校の子がいたんですけど、その子は放課後児童クラブに以前いて、よく知っている子だったんですが、すごく活発で、明るくて、どうしてこんな子が不登校になったのかと不思議だったんですけど、よく聞いたら、保護者の方にちょっと問題があったということで、校長先生はじめ、先生がすごく対応に苦慮されてるいたということでした。

それで、教育委員会のスクールソーシャルワーカーかスクールカウンセラーのどちらかは分かりませんが、呼んでいい方向に問題が解決して、今その子は、保護者の方が車で登校させているような感じです。その子がこ

れから友達と一緒に登校できたらいいなと思っています。

あと児童クラブにも、7月からまた来るようになっていてということで、よかったなと思っています。

それで、この派遣件数ですけど、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーを比べると、スクールカウンセラーの相談件数がすごく多いんですけど、これは環境とかそういう問題よりも、子どもたちの心の問題の方が多いいという感じがしましたが、その辺をちょっと聞きたいです。

久松指導主事 まずスクールカウンセラーにつきましては、各中学校校区に何校かで1人とか、或いは野尻の方、それから小林中学校、三松中学校と3ヶ所配置されています。

その中で子どもたちが悩みを抱えたり、或いは保護者の方からご相談したいというところも含めて、相談している数の合計が230ということになります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、子供、家庭を支えるお仕事になっておりまして、何件ご家庭を支えていったか、そういう形でカウントされておりますので、例えばスクールソーシャルワーカーもお1人のご家庭のところには1回だけ行くわけではなくて、何回も何回もそこに通っていくこととなりますので、対応した件数というとなつてますが、それには何回もやりとりをしながら、通っているという状況が見られていますので、数字の差はそういうところになると思っていますところでは。

中屋敷教育長 それでは、報告第18号、移動図書館車の取り扱いについて説明をお願いします。

久保田社会教育課長 資料の70ページをお願いいたします。報告第18号、移動図書館車の取り扱いについてご報告申し上げます。

資料の71ページに、令和5年6月20日付、現在、小林市立図書館の指定管理者でございます小林図書森 とらいくるから、移動図書館車の取り扱いについての要望書が提出されております。

内容の趣旨としましては、現行運用をしております移動図書館車がかなり老朽化してきて、なおかつ、車両が大きいということで、利用制限がかかるということ、また運転手に対しても、免許取得の条件があるというこ

ろで、今後、運行の変更もしくは使用の停止をお願いしたいということで申し入れがきております。

73ページに車両の概要を載せております。

申し訳ありません。訂正をお願いします。車両の譲与を受けたのが令和28年となっておりますが、平成28年の誤りです。大変申し訳ございません。

この車両は、東日本大震災復興事業の一環として、宮城県山元町で利用されていた車両であり、本市が無償譲与を受けて利用しているという状況でございます。平成28年に譲与を受けた時点で、すでに17年ほど経過をしている車両でございました。それから本市において、6年余り運行しまして、もう24年を経過している車両となります。

車両の主な運用状況としましては、各保育園等で巡回訪問を行ったり、文化祭への展示・図書の貸し出し、絵本まつりでの展示、秋祭りでのパレード参加、読書まつりでの展示という形で、今活用しております。

また一方では、一般の貸し出しも規則上は定めておりますが、実績としましては平成29年に1件、30年に1件の2件のみという状況になっております。巡回訪問の実績につきましても、現在、11ヶ所の運用となっております。他にも要望がありますが、車両が大きくて入れないというところもございますので、そのあたりも検討する必要があります。

先ほど申しましたように、車両が24年経過し、一般的な耐用年数としましては、マイクロバスタイプですので15年から20年ということで、もう耐用年数も超えてきております。

また、維持管理費ということで、毎年車検を受けないといけない状況ですので、大体平均しますと年間約20万円の維持管理費がかかる状況でございます。

こういったところを加味しまして、現在は市から軽乗用車を公用車として貸与されており、これまで出向けなかった施設へも、巡回が可能となるメリットもございますし、一番は行政として業務を行う上で安全性というのが一番大事になってくるかと思っておりますので、この老朽化して耐用年数を過ぎた車両は、運用の停止をさせていただきたいと考えております。

ですので、今回7月末が車検の時期ですけれども、こちらは受検をせずに

譲渡、もしくは処分という形で、課としては進めていこうと考えております。以上報告をいたします。

中屋敷教育長 質問等ありますでしょうか。よろしいですか。(はい)

それでは議案に入りたいと思います。

議案第34号 小林市中学校部活動拠点校方式の試行について説明をお願いします。

園田学校教育課長 それでは資料が74ページになります。

議案第34号 小林市中学校部活動拠点校方式の試行について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

まず、部活動の拠点校方式について、説明をさせていただきます。

拠点校方式とは、全国中学校体育連盟によりますと、在籍する学校に希望する部活動がない場合、または希望する部活動はあるけれども、専門的に指導できる顧問がいない場合、そういう場合に参加を希望する生徒を、受け入れが可能な別の一つの学校が受け入れるというものでございます。

小林市の現行制度では、学校の校区をくずさないという意味から、部活動によって、学校を変わるということは認めておりません。

しかし、生徒数の減少に伴う学校の小規模化や部活動指導教員の不足などにより、生徒の興味関心に応じた部活動の設置、運営が困難な状況もあるという中で、本来、通学すべき学校に在籍しながら、希望する部活動を別の学校でできるようになることで、生徒にとって望ましい部活動が展開されるように、この拠点校方式での部活動の導入に向けて試行をしたいと考えております。

75ページが、令和5年度小林市立中学校拠点校部活動試行の要項になっております。実施方法ですが、小林においては、在籍する学校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を受け入れ可能な学校が受け入れて活動するというようにしたいと思っております。

要項3の(1)、令和5年度の拠点校につきましては、小林中学校のハンドボール部、新体操部、陸上部、東方中学校の剣道部、三松中学校のハンドボール部で試行したいと考えております。

要項4の(1)、拠点校部活動に入部できる生徒は、小林市立の中学校に在

籍する生徒としております。

次に76ページ、要項5の活動について、(1)生徒は拠点校部活動の方針に従うとしております。また、(2)活動場所への移動は、徒歩及び自転車を原則とする。また、移動にかかる経費は自己負担とし、保護者の責任により対応するとしております。

77ページに拠点校部活動の試行のフロー図を載せております。

まず拠点校が決定をしましたら、生徒、保護者に周知をしまして、希望する場合は、在籍する学校に申込書を提出していただいて、拠点校の承諾があった後に、拠点校の部活動を開始するという流れになっております。

なお、試行の開始時期は、7月中を予定しているところであります。

説明は以上です。

大部菌教育長職務代理者 拠点校方式にした場合に一番心配なのが、移動手段の確保だと思います。活動場所への移動は、徒歩及び自転車を原則とするとなっておりますが、拠点校に行くまでに、自転車や徒歩だと、着いた時には部活動は終わっているかもしれませんね。土日や休みの日は送迎が可能かと思いますが、都会のように電車や公共の交通機関があまりないので、ここの徒歩及び自転車というのがちょっと気になります。

園田学校教育課長 今、委員が言われたとおり、やはり拠点校までの移動手段というところが、課題になるかなと思っておりますけれども、今回試行ということで、今年度実施していく中で、そういった課題がまたいろいろ出てくると思いますので、実施に向けて検討していきたいと思います。

中屋敷教育長 原則とするとしています。ほぼ車とは思いますが、ここに車の送迎を書くわけにはいかないところです。

大部菌教育長職務代理者 最後に保護者の責任となっていますね。

廣崎委員 この方式を県内で取り入れているところがありますか。

園田学校教育課長 実際始めているところはありませんが、宮崎市が今年度始めようとしているということは聞いております。

廣崎委員 小林市が先駆けてということですか。

園田学校教育課長 はい。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りをしたいと思います。

議案第34号については原案とお認承してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

それでは議案第35号 二十歳を祝うつどいの実施要項の承認について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 資料の81ページをお願いいたします。

議案第35号 二十歳を祝うつどいの実施要項の承認について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

82ページをお願いします。令和6年小林市二十歳を祝うつどい実施要項案ということでお示ししております。

例年開催しております二十歳を祝うつどいですが、令和6年1月5日金曜日に実施を計画しております。対象者は、二十歳を迎える方々を対象としております。

昨年度と大きく変わった部分をご説明申し上げたいと思います。

昨年度までの要項には、新型コロナウイルス感染症対策の事項が各種盛り込んでおりましたが、本年5月から5類に引き下がりましたので、その表記はすべて削除した要項となっております。

それと、要項12番、来賓ですが、これまでは感染症対策で制限をしまして、市議会議長と市内の小学5年生に登壇していただき、会場観覧として市議会議員、教育委員、社会教育委員、実行委員と、かなり制限をしておりましたが、今回は従前の形に戻しまして、登壇者として県議会議員もご登壇いただき、区長、学校長、地域の方々もご臨席を賜ろうと進めているところでございます。

7番、実行委員会の編成の部分でございますが、6月15日からホームページで広報しまして、すでに2名の方の申し込みをいただいておりますので、その方たちと話をしながら、できれば8名程度の実行委員会にして、一緒に検討して進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りをしたいと思います。

議案第35号については原案とおりに承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。承認されました。

続いて議案第36号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の競技種目受入れについて説明をお願いします。

山内スポーツ振興課長 84ページをお開きください。

議案第36号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の競技種目受入れについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

本日、取扱注意の資料をお配りしております。

1. 目的としまして、令和9年度に開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の競技種目であるカヌー競技について、競技団体より本市を会場候補に推薦したいという意向があり、協議した結果、受け入れるものとなっております。

2. 概要につきましては、(1) 開催時期第1案、国民スポーツ大会開催時期9月中旬から10月中旬、開催期間が11日間。全国障害者スポーツ大会開催時期、原則として国スポの直後、開催期間3日間。

(2) 現時点において本市で開催が予定されている競技種目は、国民スポーツ大会がバレーボール少年女子、開催場所は健幸のまちづくり拠点施設(仮称)であります。トランポリン、開催場所は上と同じです。ウエイトリフティング、開催場所は小林文化会館、全国障害者スポーツ大会がバレーボール精神障害、開催場所は健幸のまちづくり拠点施設(仮称)となっております。

(3) 今回受け入れを予定している競技種目としまして、カヌー競技、開催場所は小野湖特設カヌー競技場(仮称)でございます。

(4) 公表は、7月10日、国スポ宮崎県準備委員会より公表される予定です。

(5) 今後のスケジュールとしまして、本日6月29日行政経営会議及び定例教育委員会、6月30日議会(総務文教委員会)報告、7月12日国スポ宮崎県準備委員会総務企画専門委員会で承認を経まして、7月31日国スポ宮崎県準備委員会常任委員会で決定をいただくという段取りになっております。先ほど申し上げましたが、7月10日が県の公表日になっておりますので、その日までは取扱注意ということでよろしく申し上げます。以上です。

中屋敷教育長 ご質問等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りをしたいと思います。

議案第36号については原案とお承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。取り扱いには十分ご注意ください。

それでは、次回の開催日程をお願いしたいと思います。

池北調整職員 次回の開催についてですが、7月19日水曜日に西小林中学校の学校訪問が計画されておりますので、学校訪問終了後の午後1時00分から西小林中学校の会議室をお借りして開催したいと思います。よろしくをお願いします。

中屋敷教育長 それでは、以上をもちまして、第7回定例教育委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉会 16:40

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員